

議案第 5 5 号

狭山市市民交流センター条例の一部を改正する条例

狭山市市民交流センター条例（平成 2 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条の表中「7 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 0 条の規定は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日以後の施設の利用について適用し、同日前の施設の利用については、なお従前の例による。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市総合子育て支援センターの一時預かり保育室の利用の促進を図るため、使用料の額を改定したいので、この案を提出するものである。